

労災の事例について



8月労災報告

とうざい従業員

朝礼(体調確認では異常なし)後、現場作業に従事しましたが昼休憩の際に体調不良を感じ、早退。(意識ははっきりしている)

帰宅後、病院を受診し、熱中症と診断された事例がありました

作業環境: 朝の気温は23°C (WBGT値22)・昼の気温は27°C (WBGT値25)

スポットクーラー1基、扇風機3台使用

職場にはOS-1、塩飴、保冷剤の準備有り

原因としては何が考えられるでしょうか？



- 熱中症に対する認識不足
- 自身の健康状態における自己管理が不足していたこと
- 熱中症予防の為の準備はできていたが、補給摂取のタイミングは個人任せだったこと
- 作業現場が高温多湿状態であったこと
- 熱中症に関する注意喚起不足であったこと



原因

- 熱中症に対する認識不足
- 自身の健康状態における自己管理が不足していたこと
- 熱中症予防の為の準備はできていたが、補給摂取のタイミングは個人任せだったこと
- 作業現場は高温多湿状態であったこと
- 熱中症に関する注意喚起不足であったこと

対策としては何が考えられるでしょうか？



- 熱中症及び自己管理に対する再教育の実施を行う
- 体調不良の際は速やかに申し出をするように伝え、重症化を防ぐ
- 暑さ指数25以上の場合は水分摂取及び、休憩頻度を高くするように都度通達する
- スポットクーラーや扇風機の増設をする 等

熱中症について再確認！

暑さはだいぶ和らぎましたが、これからの時季は、残暑で暑い日があるかもしれません。今後の為にも、今一度熱中症についての症状や対策について再確認しておきましょう！



熱中症の症状について

- ①めまいや顔のほてり・・・一時的に意識が遠のいたり腹痛等の症状が出る場合も
- ②筋肉痛や筋肉の痙攣・・・筋肉がピクピクとけいれんしたり、硬くなったりする
- ③体のだるさや吐き気・・・体がぐったりし力が入らない、頭痛も伴う場合あり
- ④汗のかき方がおかしい・・・ふいてもふいても汗がたり、まったく汗をかかなくなる
- ⑤体温が高い、皮膚の異常・・・触ると熱い、皮膚が赤いなど
- ⑥呼びかけに反応しない・・・反応しなかったりおかしい返答をしたりする
- ⑦まっすぐに歩けない・・・重度の熱中症では歩けなくなる
- ⑧水分補給が出来ない・・・自分で出来ない場合は危険な状態！

熱中症対策について

◎作業管理

普段よりも**定期的**に休憩をはさみ、**連続作業時間を出来るだけ短く**する。
一人での作業を少なく、出来る限り**二人以上**で作業する。
透湿性、通気性のよい服装を心がける。

◎健康管理

睡眠不足や**二日酔い**、**風邪**などは熱中症に悪影響！
正直に申告をして、お互いに声を掛け合って作業をする。

◎こまめな水分補給

のどが渴かなくても飲みましょう。**1日1.5リットル、約コップ8杯分**が目安。
※カフェインを含むものやアルコールは利尿作用があるため飲みすぎ注意！

◎暑さに負けない「からだづくり」

普段から運動などをしていて汗をかく習慣がある人は、からだ暑さに慣れ、
熱中症にかかりにくくなることもある。**1日30分ウォーキングをする**など暑さに
対抗できる身体づくりをすることがおススメ。

◎十分な栄養と休養を普段からとる

1日3食食べる、**特に朝食は抜かない**！十分な睡眠時間も確保しましょう

熱中症の労災事例：死亡事例

倉庫内で荷下ろし作業のあと、休憩後に歩行不能になり、熱中症による多臓器不全で死亡した。



発生状況

被災者は、物流倉庫内の作業場で、輸送用トラックのロールボックスパレットからコンベアに荷物を下ろす作業を、午前8時～11時まで行った。

休憩後、休憩室から出ようとしたところ被災者は歩行不能となり、救急搬送されたが、熱中症による多臓器不全により死亡した。被災者は体調不良による休職から職場復帰したばかりだった。作業場は屋内で空調管理がされており、飲料水サーバーも作業場の近隣に設置されていた。

原因

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1、体調不良による休職からの復帰直後であったことから、熱への順化が図られていなかったこと。
- 2、熱中症予防のための指標である暑さ指数(WBGT値)の測定を行っていなかったこと。
- 3、熱中症予防のための労働衛生教育が不十分であったこと。

対策

類似災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

- 1、労働者の健康状態を把握し、熱への順化を図るための期間を設けるなど、就業上の措置を講ずること。
- 2、作業を行わせる場所の暑さ指数(WBGT値)をあらかじめ測定し、関係労働者にその結果を周知するとともに、その暑さ指数に応じた対策を実施すること。
- 3、熱中症予防のための労働衛生教育を徹底すること。

真夏の木造家屋建築工事現場にて、作業に従事していたところ、休憩中にふらつき、ろれつが回らなくなり痙攣し始めた



発生状況

被災者は、朝方より木造家屋建築工事現場で家屋の基礎の型枠材の加工、組み立て作業に従事していた。休憩は、1時間に1回(50分労働の後、10分の休憩)、昼休憩は12時から13時まで、午後も1時間に1回の休憩をとっていた。

夕方の休憩時、被災者がふらふらし始めたので、頭に水をかけて冷やした。しかし、その後ろれつが回らなくなり、痙攣を起こしたので、空のポリタンクを枕にして寝かせた。

それでも回復する兆しがなかったので、救急車の出動を要請したが、搬送された後「熱射病による多臓器不全」により死亡した。

原因

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1、高温下での作業であったこと。
- 2、監督者による水分、塩分の摂取量が把握されていなかったこと。
- 3、休憩時間における遮光されている場所がなかったことに加え、被災者の作業衣も保熱し易く、熱中症対策が十分でなかったこと。
- 4、熱中症予防のための指標であるWBGT(Wet-bulb Globe Temperature: 湿球黒球温度)値の測定を行っていなかったこと。
- 5、ろれつが回らない状態である時は、直ちに救急要請を行う等、熱中症に関する安全衛生教育が不十分であったこと。
- 6、元請による作業場所の巡視が、3日に一回程度と少ない頻度であったこと。

対策

類似災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

- 1、監督者は、水分、塩分の定期的な摂取の程度を把握し、不足する場合は摂取させること。
- 2、作業場所又はその近傍に、臥床することができる冷房を備えた休憩所、又は日陰等の涼しい休憩場所を確保し、冷たいおしぼり等身体を適度に冷やすための、物品及び設備を設けること。
- 3、熱を吸収し、保熱し易い服装は避け、通気性、透湿性の良い服装、及び通気性の良い帽子等を着用させること。
- 4、作業の休止時間、及び休憩時間を確保し、高温多湿作業場所の作業を連続して行う時間を短縮すること。
また、作業の状況に応じ、身体作業強度(代謝率レベル)が高い作業を避け、作業場所を変更するなどの対策を実施すること。
- 5、熱中症の症状、予防方法、応急処置等について、労働者、作業を管理する者並びに関係請負人に、安全衛生教育を実施すること。
- 6、WBGT予報値、熱中症情報を事前確認のうえ、実際にWBGT値を測定し、身体作業強度の区分に応じた作業となるよう活用すること。
14時から17時の炎天下等でWBGT値が基準を大幅に超える場合は、連続作業時間及び作業時間を短縮し、長めの休憩時間を設ける等、作業時間の見直しを行うこと。
- 7、監督者の現場巡回回数を増やし、上記の措置を講じること。

まとめ

- ◎いつもと違う、少し変だなと体調に異変を感じた時は、無理せずに周りの人に相談したり、休憩したりしましょう
- ◎体調の自己管理はとても大切です。重症化や死亡事故等に繋がらないよう、自身の体・体調にしっかりと向き合いましょう



次回

2021年9月29日(水)

18:30~19:00 予定

※9月23日(木)が祝日で、次の週に変更としますが、9月30日(木)は月末の為、一日ずらした29日(水)を開催予定とします。

よろしくお願ひいたします。

コロナウイルス感染症の感染拡大について！

八戸市内でも、飲食店クラスターが発生しています。感染者数も増加傾向にありますので、予防の徹底をよろしくお願いいたします。

当社での取り組み・お願い

- ①本人や家族等に感染が疑われる場合や感染エリアへ移動または移動した方へ接触した場合は一定期間の行動を控えて頂きます
- ②感染が疑われる症状の場合は、薬剤等の服用をしない状態で、症状が消滅後、4日間以上経過するまでは行動を控えて頂きます(ただし、感染していないときの場合)
- ③感染エリアへ移動または移動した方へ接触した場合で、疑われる症状が本人や家族に無い場合は、15日間は行動を控えて頂きます。ただし、宿泊や飲食を伴わない場合でマスクを常時着用の場合は8日間以上(感染エリアや移動先で他の人に会わない場合は応談)
- ④予防対策のマスク着用・手洗い等や3密回避を徹底して行い、例え接触者となっても濃厚接触者や感染者とならないようにしましょう。5人以上での会食や5人未満であっても周囲と仕切りがない場所・換気の悪い場所などでの会食は行わないようにしましょう。
濃厚接触者となった場合やPCRなど感染検査を受けた場合および感染者となった場合は別途指示に従うこととします
- ⑩感染エリアとは、感染者が発生した場所(会社・学校)や緊急事態措置区域およびまん延防止等重点措置の実施区域のこととし、感染状況により変更しますので、確認してください

感染しないこと、感染した人を責めないこと、感染を広めないこと、自分が感染しているかも知れないとして行動すること、感染しても早期治癒すること